「地方自治・実務入門シリーズ」の刊行にあたって

運営を誠実・公正に行うことを、ほかならぬ住民に対して誓ったのである。 ない。すなわち、職員は、 服務の宣誓に関する条例」の別記様式として規定されているのが一般的である。条例であって要綱では およそ自治体職員であれば、入庁時、「宣誓書」に署名押印をしたはずである。この文書は、「職員の 日本国憲法の尊重・擁護、地方自治の本旨を踏まえた公務の民主的・能率的

この内容の意味を、地方分権時代の今、改めて考えてみたい。

なければ違法である」というように、改革の成果を意図的に矮小化するような言説さえ発せられる。 に制定されたときの姿のままに存続している。このため、改革に消極的な立場からは、「法律通りにし 対等協力へ」という表現が多用された。ところが、現実に両者の関係を規律している法律は、改革以前 てつもなく大きな潜在的力を有するものである。当時は、国と自治体の関係について、「上下主従から 二〇〇〇年施行の地方分権一括法により実現された分権改革は、「第三の改革」と称されるほどのと しかし、国と自治体との間に適切な役割分担がされるべきであるのは、目標なのではなく規範である。

尊重・擁護したことにはならない。全体の奉仕者として、市民の福祉向上のために仕事をする自治体職 法令がそのようになっていないのであれば、そうであるように自治的に解釈・運用しなければ、憲法を

i

員は、この点について自覚的である必要がある。そして、 自治体職員は、それが可能になるような力を

地方自治・実務入門シリーズ」と題するこの企画は、全体として、若手・中堅と呼ばれる層の自治

つける必要がある。

ごとく意識されている課題である 別の行政分野を扱う巻と横断的課題を扱う巻の両方が随時出版されるが、いずれにおいても通奏低音の 理である「法治主義」に、 とはどのようなものかが、それぞれの著者の立場から語られる。二〇〇〇年の前後においても不変の法 員が取り組むべき分野に関する法システムの全体像が的確に提示され、地方自治の本旨を踏まえた公務 体職員を主たる読者対象とし、その基礎力の養成に資することを目標にしている。各巻においては、 現在はどのような内容を盛り込ませるべきなのか。 シリーズのもとでは、 職 個

の巻の執筆者が加わって検討を加えたい。そして、その結果を踏まえて、よりよい書物を継続的に読者 の試みが読者の広い支持をえることができるよう、 お手元に届けることができるよう、努力してまいりたい。 有斐閣が、地方自治を正面においたシリーズを刊行するのは、はじめてのことである。このような初 出版された巻に対しては、シリーズ編者および将来

二〇一六年夏

シリーズ編者を代表して 北村 喜宣

はしがき

暴風、 (二〇一八年) などがあり、 大震災 (一九九五年)、熊本地震や岩手県及び北海道を直撃した台風一〇号 (二〇一六年)、西日本豪雨 で相当程度のもの、数十年もしくは百年に一度あるかどうかの大規模で甚大なものがある。 等もある。それらに伴う被害が、毎年散見されるような小規模で比較的軽いもの、数年に一度の中 るものは、二〇一一年三月一一日に起きた東日本大震災津波であろう。 日本は「災害列島」である。四季の変化に富む反面、気候による変動も大きく、毎年全国各地で豪雨 豪雪に加え、最近は竜巻や地震も多発しているように思われる。人為的ではあるが大火事や爆発 いずれも深刻な被害を及ぼした。特に皆さんの記憶に鮮明に刻み込まれ 阪神・ 淡路

職員は、その重責を無理を押してでも全うしようとする。しかも、災害とりわけその規模や被害が大き 界」的な状況に置かれる。それなのに、常時「迅速」で「最適」な対応が求められる。そこでは、 われるものであっても、 「常態的」に発生し、 ・場合、現場には、発生直後から極度の緊張が張り詰め、「非日常的」で「想定外」の事態が皮肉にも そのような災害への対策(災害対策)は、中小規模のものはもちろん、大規模なものや国を挙げて行 職員は、「平時」の制度や運用ではとても対応しきれない「極限」ないしは 自治体なかでも市町村が中心となって行われ、その責任は極めて重い。 自治体

としての対応が要求される。身近であるがゆえに、住民の極度に厳しい目に晒されながら。 用であろうが異動直後であろうが、「プロ」そして「全体の奉仕者」(憲法一五条、 地方公務員法三〇条

自治体職員は、災害に際し、どのように対応するべきなのであろうか。

状況下で、

あると想定し、 著したものである。 境法を研究する者として、実際に経験あるいは体感した雰囲気あるいは仄聞した情報を盛り込みながら 法務ときわめて限られた範囲であるが、東日本大震災津波の際に、岩手県職員として、また行政法・環 本書は、 筆者が、 政策法務を意識しながら、前述の問いに対する筆者なりの回答の「第一球」を投じた。 主たる読者を、 市町村行財政のサポ 採用あるいは異動後から災害対策を担当して間もない自治体職員で ートや災害廃棄物処理、行政法・環境法部門を中心とした政策

あわせて、 本書は、 筆者が単独の名で編んだ初の書籍である。格式と伝統ある有斐閣 から発刊して頂

随所に、盛岡市民かつ岩手県民としての視点も、ちりばめたつもりである。

盛岡 妻は、 波被害を受けていない盛岡市民としてに過ぎない。現在も、 しているとはいえ、 筆者の中に深く重い葛藤と逡巡が生じたことも事実である。筆者は東日本大震災津波とその対策を体 けるとの話があった際の光栄は鮮明に覚えている。 市にある岩手県庁(本庁)もしくは滝沢市にある岩手県立大学勤務の職員として、 直接被災した山田町の出身である。陸前高田市を始めとする沿岸市町村には知己が多い。このよ 甚大な被害を受けた岩手県沿岸部から自動車で二時間以上の移動を要する、 しかし、 沿岸に出向く機会はあるし、 同時に、 災害対策についての執筆であ ある 同僚でもある は 直接津 内 験 0

を題材に研究していいものか。そして何より、筆者の発言が、被災された方々を傷つけはしまいか。こ ない。その筆者が、被災の実態を正解しているだろうか。わけ知り顔で語ってもよいのだろうか。災害 真の「当事者」ではないことも厳然とした事実であり、本当の現場や真実を知っているとはとても言え 被災地域にゆかり浅からぬ者として、公私にわたり、寄り添い続けてきたつもりである。しかし、

のような想いに今も苛まれている。

時」何を考えたか、振り返って「今なら」どうするかを示さなければならないと思うに到った。それは を受けた我々の責務であるとさえ思っている。日々、復旧・復興に向かっていることが実感される 将来世代に対してだけではなく、国を挙げて――さらには国外からも――感謝し尽くせないほどの支援 備えや、発災後の対策に幾ばくかでも参考になればとの思いから、筆者の経験と、拙いながらも「その れを上回る巨大災害は、今後も発生することも予想される。災害対策が進むにつれ、それらの災害への 発言してほしいと言われることも少なくない。また、災害とりわけ東日本大震災津波レベルあるいはそ 「今」だからこそ。そのような万感の思いも込めて本書を世に送る。 本書の執筆は、多くの方々の御指導と御協力のもとに可能となった。岩手県や陸前高田市を始めとす 方で、被災地の自治体職員や知人からは、復旧・復興は道半ばであるし、風化しないよう積極 的

はしがき 在籍した上智大学大学院の先生方や法学研究科生及びOBなど、今も支えて下さっているたくさんの る県内市町村、宮城県東松島市、熊本県や益城町の職員、 関係省庁の職員、 関係領域の研究者、

本当にお世話になった。粗稿に目を通してくれた妻の順子、息子の重光、両親の誠・充子、義母のレミ を驚くほどの精度で読み込んで頂いた有斐閣法律編集局書籍編集部(京都支店) 導や御協力を賜った。そして、原稿提出が遅れるたびに粘り強く励まして頂くとともに、文字通り粗 授、被災を経験し現在までの現地の様子に直に接している陸前高田市の吉田由香さんには、 ている。北村教授とともに本シリーズの編集委員である山口道昭立正大学教授、出石稔関東学院大学教 として、 書の執筆を命じて下さった北村喜宣上智大学教授には、一七年以上前にお会いしてから、 ただし、筆者をお導き頂き、特段の御支援を賜っている方々の御名前を記すことをお許し願い 方々がいらっしゃる。全員の名前を記すことはできないが、この場を借りて深甚なる謝意を申し述べる。 また博士前期・後期課程を通じての指導教員として、常に懇切丁寧にそして厳しくお導き頂 の栁澤雅俊さんには 実務の助言者 特段の御 た

皆様から暖かい御指摘や御指導を賜れれば幸甚である。

全て筆者個人のものである。それゆえ、思い込みや誤解も含まれてい

一〇一九年八月

岩手県そして東日本全体の一日も早い復旧・復興に微力を尽くすことを誓い、

自由奔放に研究する筆者をいつも支えてくれている。

皆様に心からの感謝を申し上げるとともに、

稚拙ながら本書を捧げる。

る可能性

意見に関する部分は、

東日本大震災津波から八年が経過し、復興が最終段階にあることを実感しながら 葉

実

υi

目次

1 発 災 (12) 2 初 動 (14)	二 東日本大震災津波の災害対策の現場	一 東日本大震災津波による岩手県の被害の概況	――岩手県の災害対策の概要 第一章 あなたが東日本大震災津	一 本書の特徴 5	ほしい(3) 3 災害対策法制を使	1 災害対策を大づかみして全体を理解してほしい(1)	一 本書のねらいと願い 1	序章 『自治体災害対策の基礎』
3 応急対策 (17) 4 復旧・復興 (19)	場――各フェーズにおける災害対策の概要	被害の概況 9	――岩手県の災害対策の概要等を踏まえてあなたが東日本大震災津波の災害対策の現場にいたなら		災害対策法制を使いこなせる自治体職員になってほしい(4)	2		の趣旨
(19) 5 予 防	12					災害対策に関する法令に直に触れて		

<u>21</u>

22

第二章 自治体災害対策総論(一) 自治体災害対策の考え方 ………………… 25

一 自治体が対策を講じる「災害」とは何か 25

二 自治体災害対策の内容や区分と業務の流れ 28

自治体災害対策のプライオリティー(優先度) の基準や視点 30

災害対策の目的

31

2 基本理念 (32)

3

被災自治体行政機関の業務負担の軽減等と機

能回復 34 財源とコスト (37) 5 フェーズによって変わるプライオリティー

災害対策のフェーズはシームレス (39) 7 いずれは戻る平時へのソフトランディングと平時

の行政活動の見直し (39)

6

四 自治体災害対策の主体と責任等 47

1 住民一人一人——自助 41 2 コミュニティー等 一共助 42 3 自治体や国

(4)4 自助・共助・公助の関係(4)

第三章 自治体災害対策総論 (二) 自治体災害対策の資源(ヒト・モノ・カネ)……47

viii

1 ヒト 被災自治体の行政機関内(47) 組織の整備・自治体内外との連携・職員の確保等 2 行政主体間の連携 <u>51</u> 47 3 民間との連携

53

4 モノ(一) 情報・通信・広聴・広報・ 記録等 56

ボランティアとの連携 54 5 職員の採用

情報の収集及び共有とそのための通信等 <u>58</u> 2

1

58

広聴と広報

60

3

記録と伝承(61)

モノ (三) 地域防災計画・地区防災計画 計画 69 70 2 自治体災害対策の各分野の計画

几

1

主要な法

62

2

法体系

66

3

柔軟な運用による対応

66

72

モノ (二)

災害対策法制

62

73 4 計画についてのまとめ(75)

75

用地 78

施設・資材・機材

80

モノ 五

六 Ŧ.

子)

知見やノウハウ

回

モノ

復旧・復興計画

防災計画

3 1

七 モノ

カネ

財源

81

ix

動における各対策 91 動における各対策 91 出・捜索活動 (92) 4 被害の把握等 (出・捜索活動 (92) 4 被害の把握等 (出・捜索活動 (93) 2 避難の執機の他の対策 (15) 9 応急対策等の準備の他の対策 (15) 9 応急対策をは 121 (急対策とは 121 (急対策における各対策 125 (25) (25) (25) (25) (25) (25) (25) (2	第四章 自治体災害対策各論(一)——初動			災害対策本部の設置等(タ1) 2 避難の勧告等(タ5) 3 自衛隊、	(99) 4 被害の把握等 (13) 5 救 助 (14) 6	(11) 7 生活環境の保全及び公衆衛生(11) 8	9 応急対策等の準備	自治体災害対策各論(二)——			被災者の救助等――仮設住宅の供与等(25) 2 被災児童及び生徒の応急教育(29) 3	4 清掃、防疫その他の生活環境保全及び公衆衛生(35) 5
--	----------------------	--	--	------------------------------------	---------------------------------	----------------------------	------------	----------------	--	--	---	-------------------------------

おけるその他の対策(45)

6

災害復旧・復興の準備等(52)

7

初動の記録と検証等(15)

Ħ

9

法制度や計画の習熟

181

7

復旧

・復興及び災害対策全体の記録と検証等

8

地域防災計画等の見直し

第七章 第六章 自治体災害対策各論 避難場所の指定等 旧·復興· 整備等 1 166 1 予防とは 予防における各対策 復旧・復興における各対策 復旧・復興とは 防災組織の整備(176) ード面の復旧・復興(一) 自治体災害対策各論 177 3 産業 ソフト面の復旧・ 4 175 171 178 円滑な相互応援等の実施のためにあらかじめ講ずべき措置 157 5 6 2 176 復興 要配慮者の生命を保護するためにあらかじめ講ずべき措置等 応急対策の記録と検証等 防災教育·防災訓練 161 まちづくり 被災者生活再建支援 予防 復旧 <u>161</u> 180 ・復興 …………… 177 173 2 169 3 /١ ード面の復旧 物資の備蓄や防災に関する施設の 4 ハード面・ソフト面の復 177 復興 5 指定緊急 179 住宅 175 157

三 具体的な対策(二)緊急事態応急対策:避難とりわけ広域一時滞在 200	二 具体的な対策(一)——測定等 199	一 総 論 195	第九章 東日本大震災津波特有の災害対策——放射線影響対策		六 自治体災害対策をめぐる訴訟等 192	五 住民の参画 191	1 情報提供 (188) 2 情報公開 (189)	四 情報提供と情報公開 188	三 マスコミ対応 187	視察 (185)	1 皇室によるお見舞い(18) 2 政府・国会関係者の視察(18) 3 他自治体の職員や住民の	二 訪問や視察等への対応 184	一 政府等への要望 183	第八章 自治体災害対策各論(五)――全フェーズに関係する業務
--	----------------------	-----------	------------------------------	--	----------------------	-------------	---------------------------	-----------------	--------------	----------	---	------------------	---------------	--------------------------------

六 五.

時系列的な災害対策法制の変容

総括

217

時系列的な災害対策法制

七 六 Ŧ. 几 具体的な対策 具体的な対策 具体的な対策 具体的な対策 六 \equiv 五 回 除染等 費用の負担:損害賠償請求 放射性物質に汚染された廃棄物の処理 食材の安全確認と風評被害対策 202 204 203 201

第一 〇章 自治体災害対策における政策法務

207

時系列的な災害対策法制 時系列的な災害対策法制の変容 の変容 \bigcirc <u>-</u> 阪神・ ·阪神·淡路大震災前 淡路大震災を踏まえて 208

時系列的な災害対策法制の変容 =分権改革を踏まえて

210

209

2 第二次分権改革(21)

時系列的な災害対策法制の変容 二〇一二年災対法改正 213 四 二〇一三年災対法改正 東日本大震災津波を踏まえて 214

2

3

その他の法律 213

215

四

1

第一次分権改革(21)

1

4

例 216

の変容 <u>H</u>. 東日本大震災津波以後

216

xiii

七 自治体災害対策における政策法務の今後の方向性

219

225

1 運用法務 (21) 2 立法法務 (22) 3 争訟·評価法務

素引

コラム

- 1 野蒜小学校事件が語りかける「公助」及び「共助」の意義と難しさ(4)
- やはり政令市は完全自治体!(52)
- 経験豊富なボランティア (55)
- 「災害」よ?、「災害対策」よ?、「方災」よ?衛星携帯電話通話者の背後での喧噪(の)
- 「災害」法? 「災害対策」法? 「防災」法? (6)

5 4 3 2

- ⑦ 長の第一声の重要性(8)⑥ 被災自治体の長にこそ知見とノウハウに裏打ちされた補佐を!(%)
- ⑧ 大川小学校事件が語りかけるもの

96

9

自衛隊への拍手

102

(12) (15) (14) (13) (11) (10) 文書開 自粛の 八、○○○ベクレルは高度の汚染のイメージを与えているのではないか? 災害廃棄物は 「塩焼い

一般廃棄物 124

か? 143

163

避難場所等の指定 真っ白いキャンバスなら自由に画が描けるのではなかったのか…… 示請求の濫用? <u>178</u> 190

<u>198</u>

本書のコピー,スキャン,デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を 除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンや デジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

著者・編者紹介

著者

千葉 実(ちばみのる)

1967 年生まれ

1991年 東北大学法学部卒業

同年 岩手県入庁

2007 年 上智大学大学院博士前期課程法学研究科修了(法学修士)

2015~2019年 岩手県立大学特任准教授(岩手県庁から派遣) 2019年 (岩手県立大学への派遣終了) 岩手県庁に復帰

〈主要著作〉

『自治体政策法務――地域特性に適合した法環境の創造』(共著, 有斐閣, 2011年)

『災害復興の法と法曹――未来への政策的課題』(共著,成文堂, 2016年)

『自治体政策法務の理論と課題別実践――鈴木庸夫先生古稀記 念』(共著,第一法規,2017年)

編者

北村喜宣(きたむら よしのぶ) 上智大学法学部教授 山口道昭(やまぐち みちあき) 立正大学法学部教授 出石 稔(いずいし みのる) 関東学院大学法学部教授

序 章 『自治体災害対策の基礎』の趣旨

本書のねらいと願い

災害対策を大づかみして全体を理解してほしい

構成されている。その行政部門も、正確には行政庁である知事や市町村長とその補助機関である職員の が、それでは不正確であることも多い。自治体は、「行政」だけでなく「議会」と「住民」によっても りわけ市町村である。本書の対象は、その自治体災害対策である。「自治体=行政」と考えがちである 負い、国がそれを支援し補完するものとされている。このように、災害対策の主体の中心は、自治体と 主体の役割が大きく、その中でも一次的には自治体 官民を問わずあらゆる主体が責任を負い、分担・連携して実施される。しかし、現実には、「公」的な 用語は原則として略称で示す。冒頭の凡例を参照されたい)の第一章総則(一条~一〇条)で明らかなように、 災害予防」「災害応急対策」「災害復旧」の災害対策は、その「基本法」たる災対法(本書では法令や ――とりわけ市町村、次いで都道府県 -が責任を

「行政機関」と表現する。やや不正確な面もあるが、

自治体職員の実務の基礎という視点から見ている

ので意図を了解されたい。

職である部長や課長等すなわち「人的」行政機関と部や課等すなわち「組織的」行政機関により構 なく行政機関が分担・連携しながら行っていることから、主体を示す際に「都道府県」「市町村」の ている。本書では、大づかみにわかりやすくするため、また実際には事務を長が全て自ら行うわけ

うか。 災害に備え、 その「自治体災害対策」に関する法システムとは、どのようなものであろうか。発災した際、または 自治体職員は、どのような意識で職務にあたるべきだろうか。適切な対策を講ずるためには、 自治体にはいかなるタイミングでどのような業務が発生し、それをどう遂行するべきだろ 根

序章

拠となる法令をどのように用いるべきだろうか

論点を採り挙げて説明するよう努めた。 め、その実務とりわけ法令との関係を大づかみに把握でき、できる限り多くの災害に共通し応用可能 ら間もない」自治体職員を主たる読者と想定し、これらの疑問に答えることを目的に執筆した。 新規採用や異動などにより「新たに災害対策の担当になった」、 あるいは 「担当になってか そのた な

別には関連業務を所管する部署が担当するため、全ての自治体職員は、 災害対策の基礎を学ぶことは、 どの自治体にも、 どの分野にも関わる。各自治体とも、 全ての自治体職員にとって意義がある。 全体的には防災担当部署が所管するが、 採用から概ね四〇年前後の勤続 災害対策は、 程度の差こそあ 個

る

期間中に、形はどうあれ、ほぼ確実に何らかの災害対策に携わるであろう。

担当分野は深く、それ以外についても概要を習得しておく必要がある。 「柔軟な運用」が必須である。すなわち、自治体職員は、災害対策の実務の基本的かつ根本的な部分を、 れる。「機動力」や「応用力」も欠かせない。それには、関係する法令や制度の「広く深い理解」と あり「有事」に講じられる部分が大半であるために、平時にはない「特例」や「特別措置」 その災害対策には、「総合性」と「計画性」、そして「迅速性」が求められる。 加えて、「非常時」で が多く含ま

2 災害対策に関する法令に直に触れてほしい

災害対策が、関係する法令や制度すなわち災害対策法制に沿っているかを確認してほしい。当該法制 ありながら「必要な知識は提供したい」と欲張り、根拠となる規定を条番号だけでも挙げるようにして 脈動していることを実感でき、さらに理解が深まるであろう。そのために、本書では、「大づかみ」で 「作業」することが優先される場合もあろう。その際は、ある程度状況が落ち着いてからでも、講じた い。手引きやマニュアルでは絶対に足りない。それらが不適切なことさえある。火急の際には、まず 具体的に業務を行う場合や改善策を検討する場合は、 根拠となる法令の規定を「直に」参照してほ

3 災害対策法制を使いこなせる自治体職員になってほしい

策は、 運用し、 わ L れる。 感じられる。「受験対策」になぞらえると、まず「教科書の記載」である災害対策法制を理論的かつ体 それらが同じように要請される。そのため、自治体そしてその職員は、災害対策法制を理解し、考え、 ものであるかを見極める「目」と、足りなければ補完する「頭」も重要である。 使いこなす」というものである。また、法令には、不十分な部分も少なくないので、その法令が妥当な るために、適法かつ適切に法令を「立法」し、柔軟に「運用」する、すなわち適法かつ豊かに 実現することが必要である。本書を貫くテーマの一つである「政策法務」とは、 東日本大震災津波を経験し、その必要性が、関係者だけではなく全国民に強く刻み込まれたように思わ 主に想定していると指摘されてきたが、阪神・淡路大震災を経て、大規模等災害への対策が意識され、 なければならない。 ってい 災害対策は、災害の規模等によっても大きく異なり得る。 災害対策及び法制は変容し、深化・進化し、複雑化している。 その主体となる組織と職員個々の ない 問題点を克服し、さらに専門性を高めながら改善・充実させていかなければならない。 とりわけ (変わることも変える必要もない部分も多い)と思われる。 「出題範囲」が示されない しかし、それらの「本質」や「あるべき制度趣旨」は、実際には、それほど変 「総合力」と「問題解決力」 (逆に言えば全範囲にわたる) 「実力テスト」 であるように 災害対策法制は中小規模で一過性の災害を が問 それらをしっかり捉え、 自治体及び職員は、それらに対応 わ れる 災害対策においても、 政策を充実させ実現 「試験」 のようなもの 具体化 「法令を

自治体災害対策は時系列的に発生することが大半である。このため、それに沿った把握が実務に

読者もイメージしやすいと思われる。災対法をベースにすると、予防

これない。

ても有効であり、

系的に理解し、「過去問題や問題集を解き理解を深める」ように過去や他地域の事案や裁判例の分析等 を通じて当該法制の運用や機能の実例を学び、 いところは「参考書」である専門書にあたり、 克服する。それには、 理論が実際にどう用いられてい 何より「 基礎」が大事である。 るかを知る。 理解できな

本書の特徴

採り挙げ、 を参照した。また、できるだけ「コラム」を付した。現時点での筆者の疑問であるが、 能なデータ等を基にしているが、現在も進行中の復旧・復興等については、可能な限り、最新のデータ 挙げ、そこから得た知見や教訓を盛り込んだ。原則として、二〇一八年一二月末時点で公表され入手可 でその制度等の運用を説明し、実際の具体例として「東日本大震災津波の際の岩手県の取組み」 究する側の視点に立っている。そのうえで、まず、「制度等」について簡単に触れた後、「実務 本書では、実務の中心である行政機関の、とりわけ県あるいは県職員からの視点と災害対策法制を研 臨場感を残すよう心がけた。本文より、こちらを先に読んだ方が興味を持ってもらえるかも 根源的な論点を の視点」 を採

5

(第四章)

復興段階からスタートする場合もあれば、

(発災→初動→) 応急対策

(第五章)

→復旧

(第六章) →

(復興→) 予防……となり、そのサイクルで回り続

序章

ける。 旧に含まれていると解されるその後の災害対策を「復興」とする。しかし、現実の自治体災害対策 本書では、 災対法上は応急対策に含まれていると解される発災直後の災害対策を「初動」 復

表的な災害対策をイメージしながら説明する。 て行われる場合もある。そこで、できるだけシンプルに、 発災をスタートに、 各フェーズ (段階) で代

ある対策の途中で新たな災害が発生し、

その初動から並行し

旧 津波では、 くまたがって行われた。そもそも、 しているものを撤去し道路等を切り拓く「啓開」は最も盛んに行われる初動で説明する。東日本大震災 られたり、 ・復興の前提であるので、応急対策に位置付けて説明する。大規模等災害の場合はそのようなスケ 複数のフェーズにまたがったり、 本格的な処理のための実施計画の策定は応急対策で、 位置付けの中心となるフェーズで説明する。たとえば、 災害廃棄物の処理は復旧の一部である。 行きつ戻りつする災害対策も少なくない 焼却や埋立てなどは復旧 災害廃棄物の処理については、 しかし、 ので、 全体としては復 それ 復興に大き いらが 散乱

説明する。 本書では、 代表的な論点をさらに厳選し掘り下げて、 自治体災害対策全般に通底する部分や事項は総論として、 全体に通じる「こころ」を伝える方法もあるが、 実務につい ては主に各論として

本書は、できる限り多くを「大くくり」に触れる方法を採った。それは、実際の現場では、発災後に爆

ジュールがさらに遅れてしまう。

発的に業務が発生し、どんどん膨張するにもかかわらず、十分な検討時間が与えられない場合が多いか らでもある。そのような場面でも、難局をなんとか凌ぎ、少しでも望ましい対策を講じる「とっかか

り」にしてもらうことを期待している。

当程度できるし、そうあってほしいとの願いも込めている。 なれたなら、これに勝る喜びはない。 行政の原理は厳然として守られなければならず、その上で法をうまく使って難局を切り抜けることは相 が声高に求められることも多い。しかし、公権力の行使も多い領域であり、法治主義そして法律による 「とっかかり」のキー (鍵) として根拠となる法令を見てほしい。災害時においては、「超法規的措置」 本書が実務に役立つとともに、読者の皆さんが、自治体災害対策や政策法務に興味を持つきっかけと

7

自治体災害対策の基礎 〈地方自治・実務入門シリーズ〉

2019年10月10日 初版第1刷発行



郵便番号 101-0051 東京都千代田区神田神保町2-17 電話(03)3264-1314〔編集〕 (03)3265-6811〔営業〕 http://www.yuhikaku.co.jp/

印刷・萩原印刷株式会社/製本・大口製本印刷株式会社 ©2019, Minoru Chiba. Printed in Japan 落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-22775-0

□ TCOPY 本書の無断複写 (コピー) は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。 複写される場合は、そのつど事前に (一社)出版者著作権管理機構 (電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。